

1. 基本法が目指すもの：旧農業基本法と食料・農業・農村基本法との比較

下に旧農業基本法と平成 11 年 7 月に制定された食料・農業・農村基本法との比較表を示す。また、平成 17 年 3 月に策定された食料・農業・農村基本計画についての概要を次頁に示す。

【旧農業基本法と食料・農業・農村基本法との比較】

	旧農業基本法 (昭和 38 年制定)	食料・農業・農村基本法 (平成 11 年制定)	郷 と の かかわり
食料・多面的機能		<p>◎食料の安定供給の確保</p> <p>・良質な食料の合理的な価格での安定供給</p> <p>・国内農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入と備蓄を適切に組み合わせ</p> <p>・不測時の食料安全確保多面的機能の十分な発揮</p> <p>◎多面的機能の十分な発揮</p> <p>・国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など</p>	<p>直売所の設置</p> <p>新川を中心とした整備 遊歩道とサイクリング</p>
農業	<p>◎農業の発展と農業従事者の地位の向上</p> <p>◎生産者と生活水準(所得)の農工間隔差の是定</p> <p>・生産政策</p> <p>・価格・流通政策</p> <p>・構造政策</p>	<p>◎農業の持続的な発展</p> <p>・農地、水、担い手などの生産要素の確保と望ましい農業構造の確立</p> <p>・自然循環機能の維持増進</p>	<p>島田営農組合による経営法人化</p>
農村		<p>◎農村の振興</p> <p>農業の発展の基盤として、</p> <p>・農業の生産条件の整備</p> <p>・生活環境の整備など福祉の向上</p>	<p>経営体育成基盤整備事業</p>
ポイント	<p>◎農業の生産性の向上</p> <p>◎農業生産の選択的拡大と農業総生産の増大</p> <p>◎農産物の価格の安定</p> <p>◎農産物の流通の合理化など</p> <p>◎家族農業経営の発展と自立経営の育成</p> <p>◎協業の助長</p>	<p>◎基本計画の策定～食料自給率の目標設定</p> <p>・基本理念や基本的施策を具体化するものとして策定(策定後、国会報告)。5年ごとの施策に関する評価を踏まえ、所要の見直し</p> <p>・食料自給率の目標につき、その向上を図ることを旨とし、国内農業生産および食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者の取組課題を明確化した上で設定</p> <p>◎消費者重視の食料政策の展開</p> <p>・食料の安全性の確保・品質の改善、食品の表示の適正化</p> <p>・健全な食生活に関する指針の策定、食料消費に関する知識普及、情報提供</p> <p>・食品産業の健全な発展</p> <p>◎望ましい農業構造の確立と経営施策の展開</p> <p>・効率的・安定的経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立</p> <p>・専門的農業者などの創意工夫を生かした経営発展のための条件整備。家族農業経営の活性化、農業経営の法人化の推進</p> <p>◎市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策</p> <p>◎自然循環機能の維持増進</p> <p>・農薬・肥料の適正使用、地力の増進などにより環境と調和した農業生産を展開</p> <p>◎中山間地域などの生産条件の不利補正</p> <p>・適切な農業生産活動が維持されるための支援(直接支払い)</p>	<p>直売所の設置</p> <p>農産物加工所、市民農園、情報提供コーナーの開設</p> <p>ライスセンター、観光農園の開設</p> <p>島田営農組合による経営法人化</p>

・食料・農業・農村基本計画について

食料・農業・農村基本計画は5年ごとにその内容を見直すことが基本法に定められている。（「政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおよそ5年ごとに基本計画を変更するものとする。（基本法第15条第7項）」）

政府は平成17年3月に食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を踏まえ、10年程度を見通した上で今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにするために食料・農業・農村基本計画を策定した。以下にその概要を示す。

①施策についての基本的な方針

情勢の変化

- ・食の安全や健全な食生活に対する高い関心（BSEや不正表示事件の発生）
- ・多様化・高度化するニーズ（食品産業の輸入農産物依存の高まり）
- ・農業の構造改革の立ち遅れ（農業者の減少・高齢化、規模拡大の遅れ）
- ・多面的機能や農村に対する期待（持続可能な社会の実現への要請）
- ・グローバル化の進展（WTO/EPA交渉、アジア諸国の経済発展）



改革の視点

- ・効果的・効率的で分かりやすい政策体系の構築
- ・消費者の視点の施策への反映
- ・農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進
- ・環境保全を重視した施策の展開
- ・農業・農村における新たな動きを踏まえた施策の構築

②食糧自給率の目標

前計画での自給率向上に向けた取組が十分に成果をあげていない要因

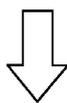
- ・全計画を策定した平成11年度から15年度までの間の供給熱量ベースの総合食料自給率は40%で横ばいで推移している。

【消費面】

- ・「食生活指針」の取組が具体的な食生活の見直しに結びついていない。
- ・米等の国産農産物の消費拡大対策が性別・世代別の消費動向やライフスタイルの変化等を十分に踏まえていない。
- ・食の安全へ関心が高まっているが、国産農産物の有利さが活かされていない。

【生産面】

- ・加工・業務用需要を含め、消費者・実需者ニーズの把握・対応が不十分。
- ・担い手の育成・確保が不十分なこと、耕畜連携による飼料作物生産が進まなかったこと等から効率的に農地が利用されず、不作付地・耕作放棄地が増加。



自給率向上に向け重点的に取り組むべき事項

- ・基本的にはカロリーベースの食料自給率を5割以上とすることを目指しつつ、実現可能性を考慮して10年後の平成27年度には45%とする目標を設定。

【消費面】

- ・分かりやすく実践的な「食育」や「地産地消」の全国展開
- ・米を始めとした国産農産物の消費拡大の促進
- ・国産農産物に対する消費者の信頼の確保

【生産面】

- ・経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進
- ・食品産業と農業の連携の強化
- ・担い手への農地の利用集積、耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用の推進

③総合的かつ計画的に講ずべき施策

【食料の安定供給の確保に関する施策】

- ・食の安全と消費者の信頼の確保
- ・望ましい食生活の実現に向けた食育の推進
- ・地産地消の推進
- ・食料の輸入の安定確保と不測時における食料安全保障

【農業の持続的な発展に関する施策】

- ・望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保
- ・人材の育成・確保等
- ・農地の有効利用の促進
- ・経営安定対策の確立
- ・多様な経営発展の取組の推進
- ・農業と食品産業の連携の促進
- ・農産物・食品の輸出の促進
- ・経営発展の基礎となる条件の整備
- ・農業生産の基盤の整備
- ・農業生産環境施策の導入
- ・バイオマス資源の利活用

【農村の振興に関する施策】

- ・資源保全施策の構築
- ・農村経済の活性化
- ・都市と農村の共生・対流
- ・快適で安全な農村の暮らしの実現